

感染症危機事象に備えた連携協力に関する協定書

大阪府、大阪市、公立大学法人大阪公立大学、国立大学法人大阪大学及び地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所（以下、「5者」という。）は、感染症危機事象時に府内の感染拡大防止及び感染症対応力の強化を図り、府民の健康と安全を確保するため、本連携協定（以下、「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、感染症危機事象の発生時に当該感染症に係る情報の収集・分析及び包括的なリスク評価による柔軟かつ機動的な感染症対策につなげるとともに、リスクコミュニケーションにより対策の実効性を高めるため、平時から5者が感染症に関する教育研究、人材育成、実践型訓練の実施等において相互に連携・協力し、相互理解を促進するとともに効果的な感染症危機管理体制を構築することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 5者は、前条の目的に資するよう、平等互惠の精神に基づき、それぞれの専門性と機能を活かして、以下の項目について連携・協力を推進するものとする。

- （1） 感染症インテリジェンスに資する情報収集・分析の結果が迅速かつ効果的に集約されるための体制の構築
- （2） 感染症危機管理に関する調査研究及び必要な情報・設備等の提供・協力
- （3） 感染症専門人材の育成及び交流
- （4） 新型インフルエンザ等の発生を想定した訓練の実施
- （5） 科学的根拠に基づく情報の提供、共有及び啓発
- （6） その他必要と認める事項

（実施体制）

第3条 本協定に基づく具体的な連携・協力の内容及び実施方法については、5者が協議の上、別途定めるものとする。

- 2 5者は、必要に応じて連絡調整のための委員会を設置し、連携・協力の円滑な実施を図るものとする。

（法令の遵守等）

第4条 5者は、本協定に基づく取組みを実施するにあたり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）や個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）などの関係法令を遵守するとともに、大阪府及び大阪市の新型インフルエンザ等対策行動計画などの行政計画と整合を図るものとする。

（秘密保持）

第5条 5者は、本協定に基づく連携・協力により知り得た秘密を第三者に開示してはならない。本協定終了後及び関係教職員の退職後においても同様とする。

- 2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する情報には適用しない。

- （1） 第三者へ開示しようとする時点で公知の情報
- （2） 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に取得した情報

- (3) 法令に基づき開示が義務付けられた情報
- (4) 事前に情報提供者の書面による同意を得た情報

(協議)

第6条 本協定に定めのない事項及び本協定の解釈について疑義が生じた事項については、5者が協議の上、これを定めるものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、締結の日から令和12年3月31日までとする。

2 5者が協議の上、書面により合意した場合は、本協定の有効期間を延長することができる。

(改正・解除)

第8条 本協定の改正は、5者の合意により行うものとし、書面により確認する。

2 5者のいずれかが本協定を解除しようとする場合は、3か月前までに他の4者に書面により通知するものとする。

(雑則)

第9条 本協定に定めるもののほか、本協定の実施に関し必要な事項は、5者が協議の上、別途定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書5通を作成し、5者が記名の上、各自1通を保有するものとする。

令和8年3月31日

大阪府 知事

大阪市 市長

公立大学法人大阪 大阪公立大学 学長

国立大学法人 大阪大学 総長

地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所 理事長